

# 地方法人課税のあり方等に関する検討会 ～ 指定都市市長会説明資料～

- 1 地方法人課税に関する指定都市の状況
- 2 国・地方間の税源配分の是正
- 3 地方法人税(法人住民税の一部国税化)について
- 4 地方法人課税の偏在是正のあり方について



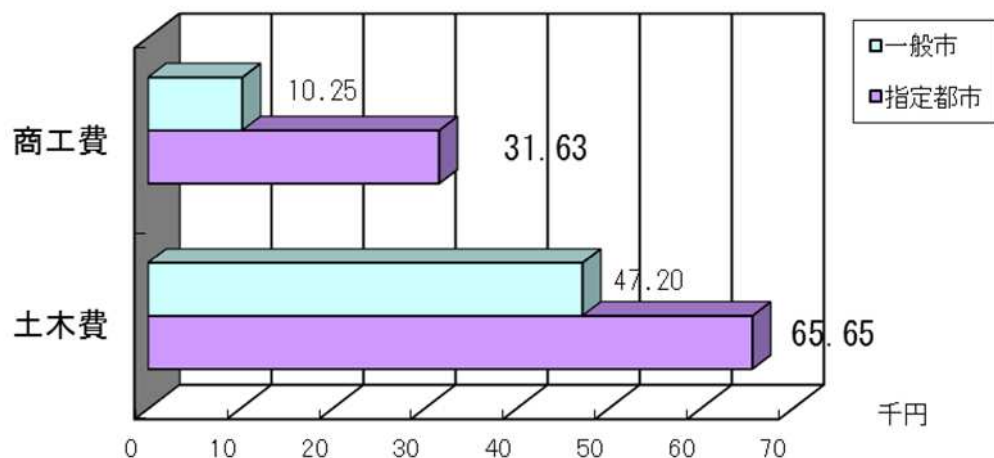
平成27年10月9日(金)

指定都市市長会 相模原市長 加山 俊夫

# 1 地方法人課税に関する指定都市の状況

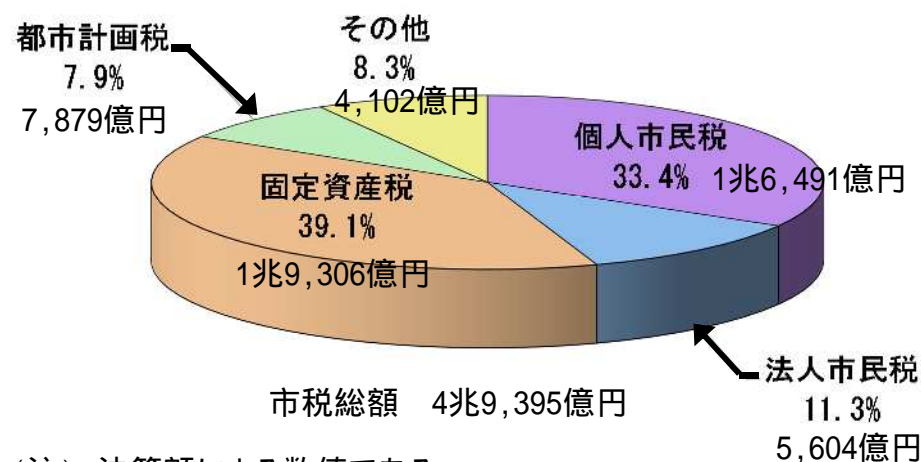
- 法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税として重要な役割を果たしている。
- 産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多くなっており、大都市特有の財政需要を抱えている。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持(1人当たり歳出額)



(注) 平成25年度市町村別決算状況調

指定都市の市税収入に占める法人市民税の割合(平成25年度)

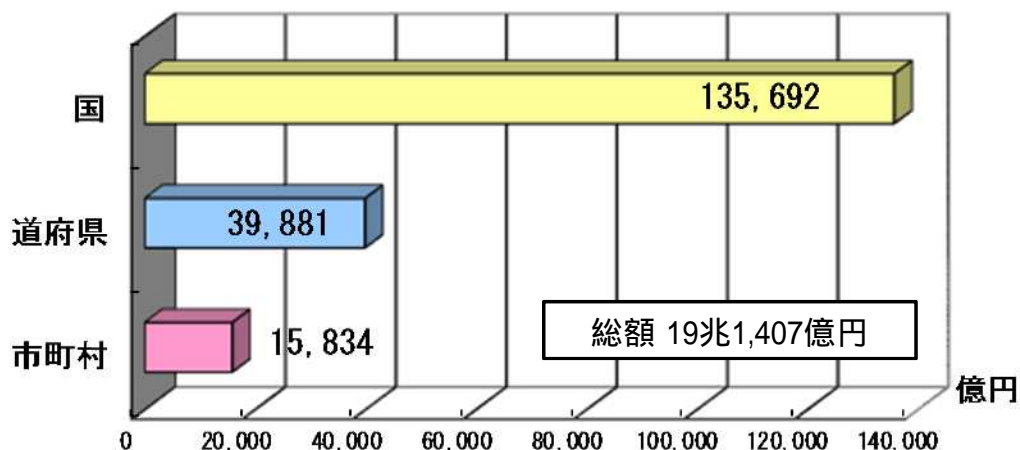


(注) 決算額による数値である。

# 1 地方法人課税に関する指定都市の状況

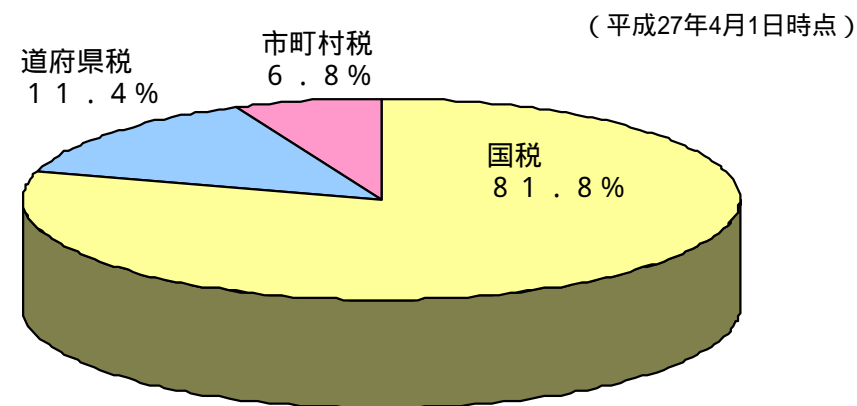
- 都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低く(6.8%)、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない。

法人所得課税の収入額 (平成27年度)



- (注1) 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 (注2) 国は法人税、地方法人税及び地方法人特別税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。  
 (注3) 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の配分割合 (実効税率)

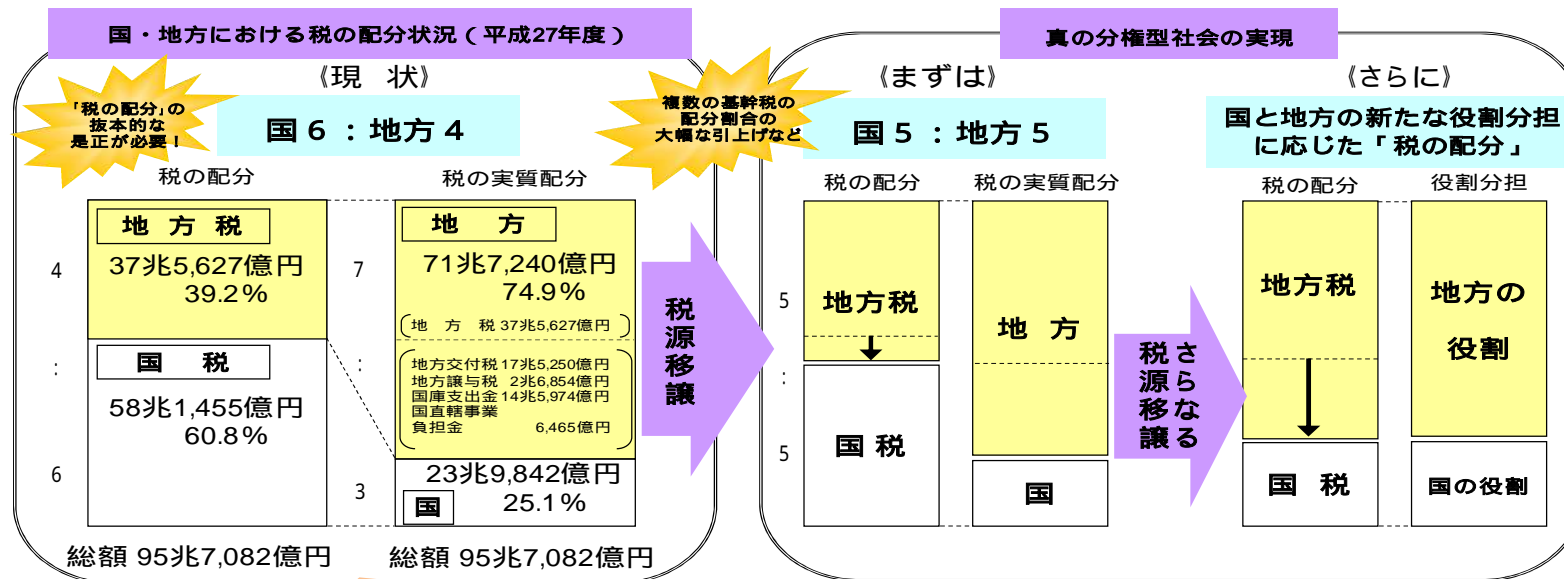


- (注1) 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
 (注2) 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

## 2 国・地方間の税源配分の是正

- 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくことが必要。

### 国・地方間の税源配分の是正



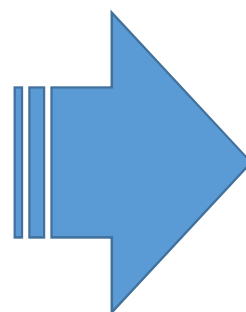
地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差が更に拡大

### 3 地方法人税(法人住民税の一部国税化)について

- 法人住民税は、市町村が産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供していることに対する応益負担である。
- 地方法人税は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。
- 産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことになり、地方分権にも逆行している。

#### 【参考】法人市民税法人税割の税率改正

標準税率	12.3%
	9.7%
	【2.6%】



法人市民税法人税割  
の2割が減少



# 相模原市の概要

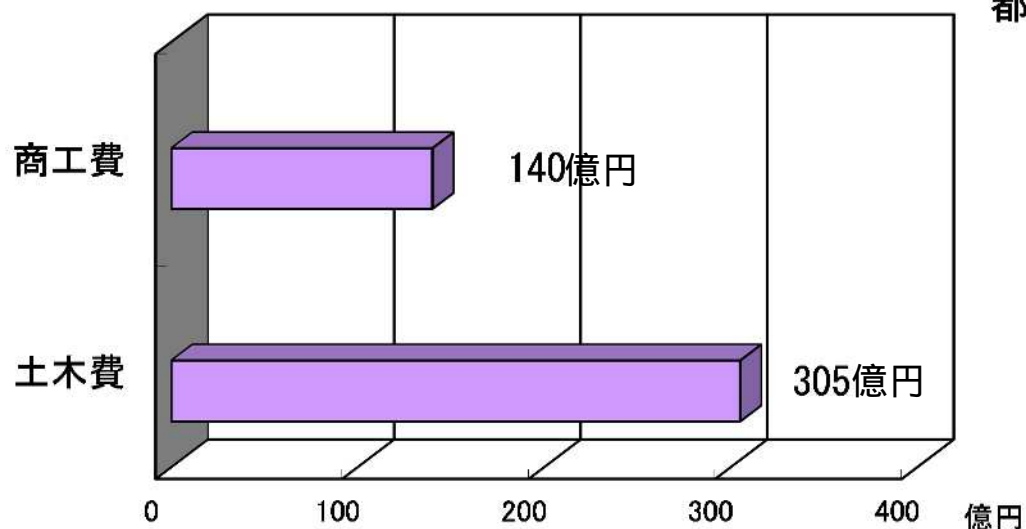
平成22年4月1日  
政令指定都市へ移行

- ・首都圏のベッドタウンとして人口急増
- ・製造業を中心に内陸工業都市として発展

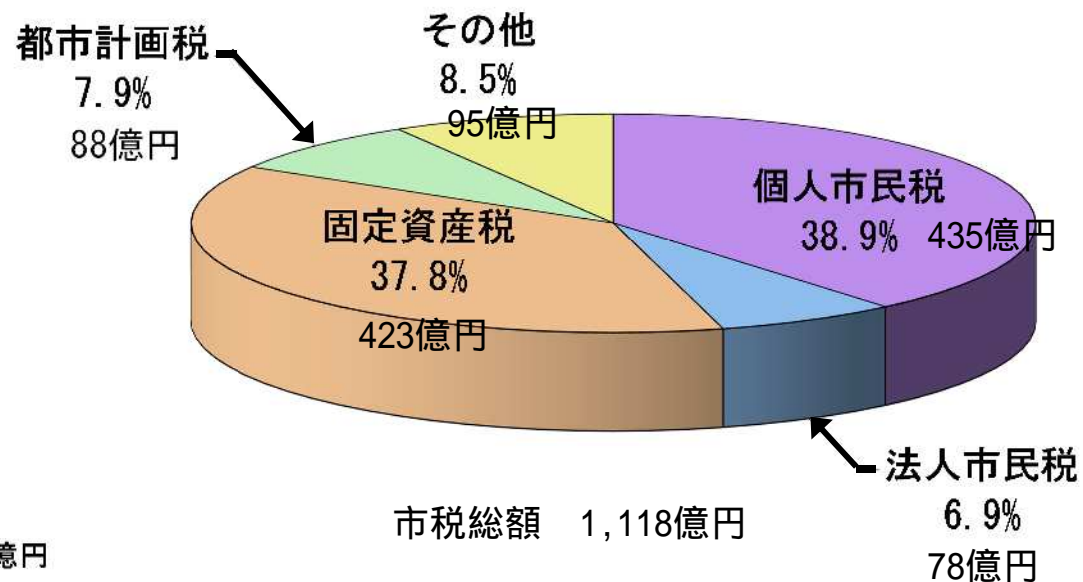


# 相模原市の26年度決算額の状況

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持費



市税収入に占める法人市民税の割合



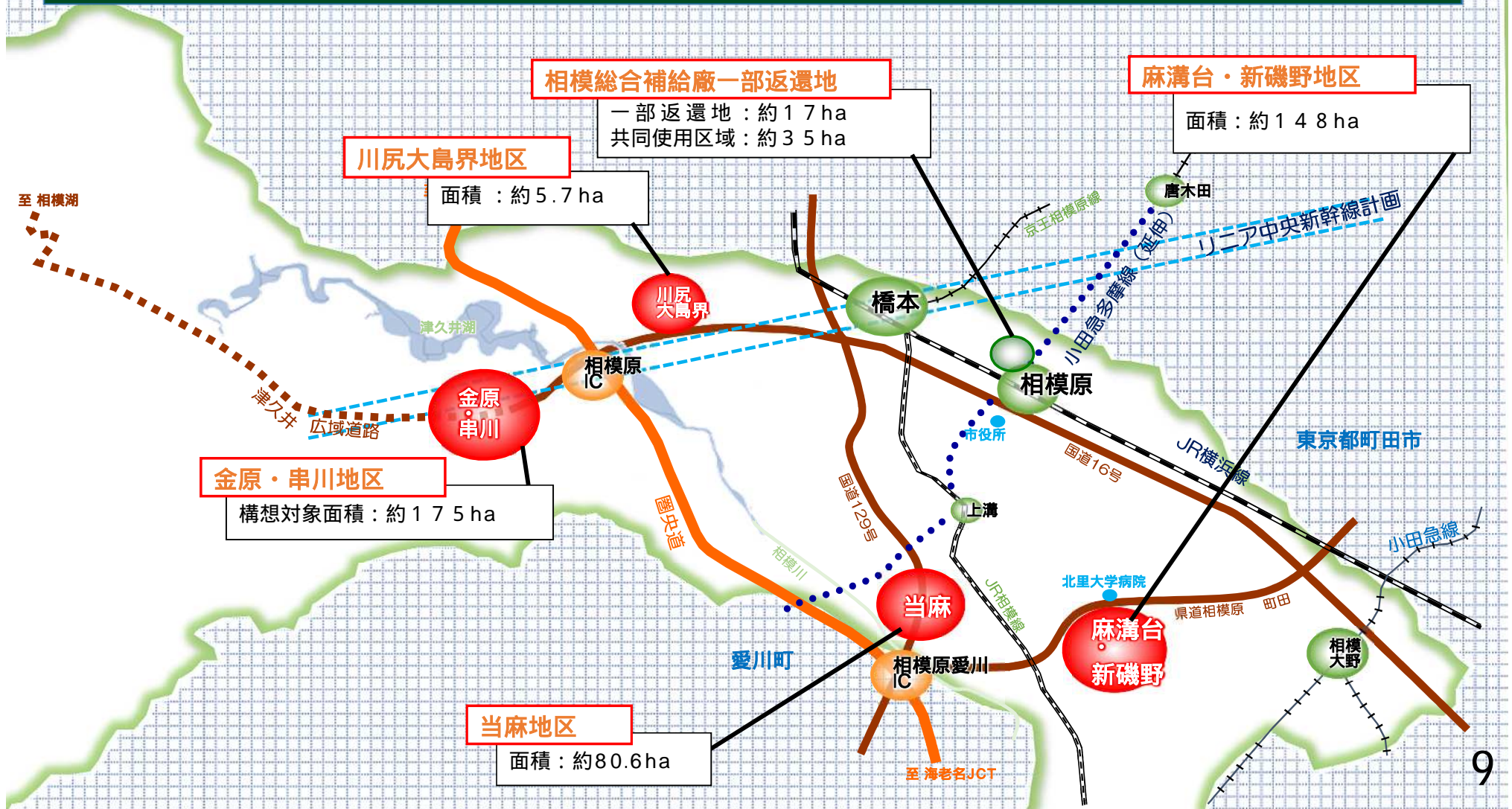


# 相模原市における広域交通ネットワーク





# 相模原市における産業拠点整備とまちづくり



## さがみはら産業集積促進方策 (STEP50) 「相模原市産業集積促進条例」

昭和30年に「工場誘致条例」を制定し、企業誘致を開始  
主に製造業を支援対象とし、国内有数の内陸工業都市として発展  
平成17年10月「産業集積促進条例」を制定し、2度の制度改正を実施

### 条例の期間

第3期 ... 平成27年 4月 ~ 平成32年3月 (5年)

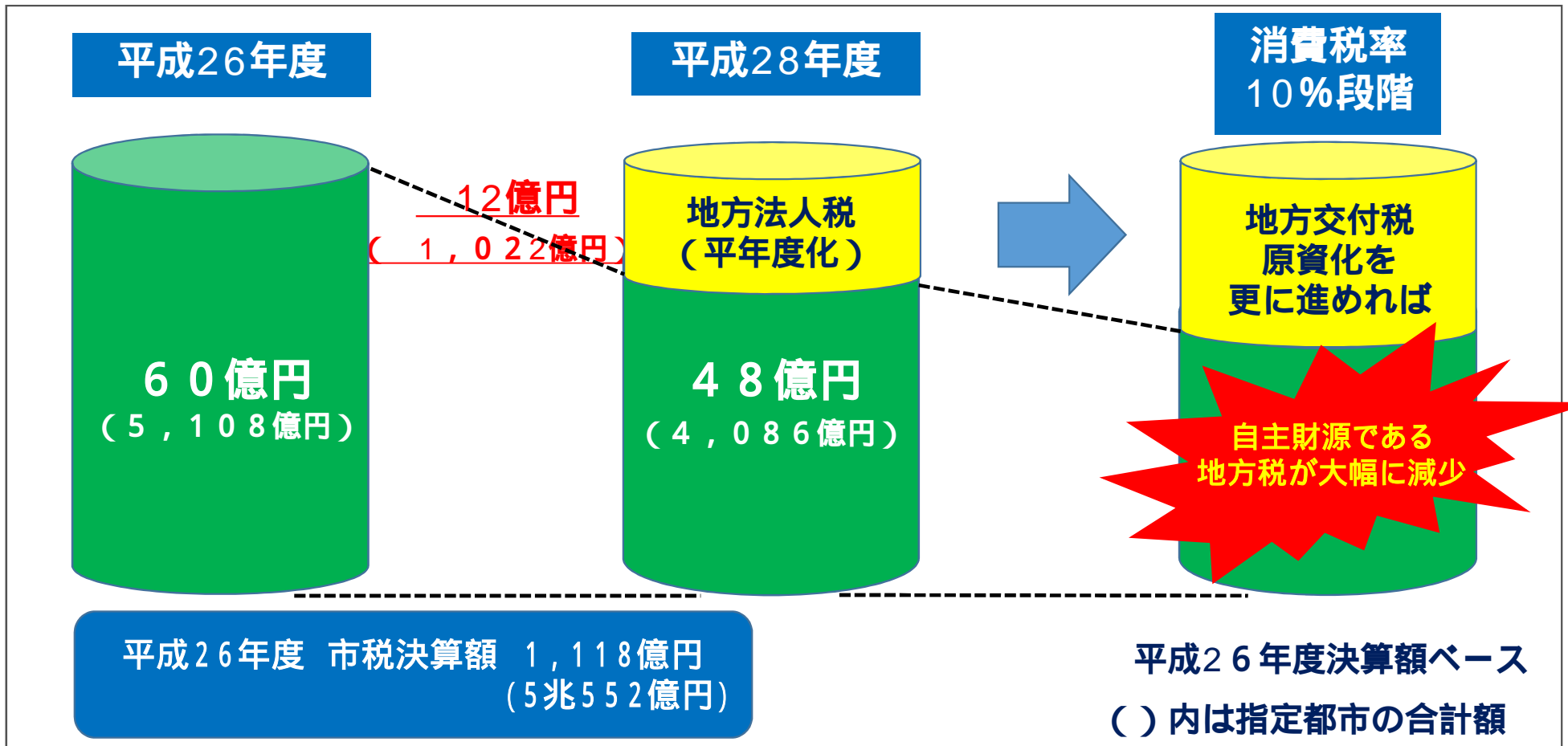
### 条例の概要・目的

より強固な産業集積基盤の形成      立地企業への奨励措置を講じる  
固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減

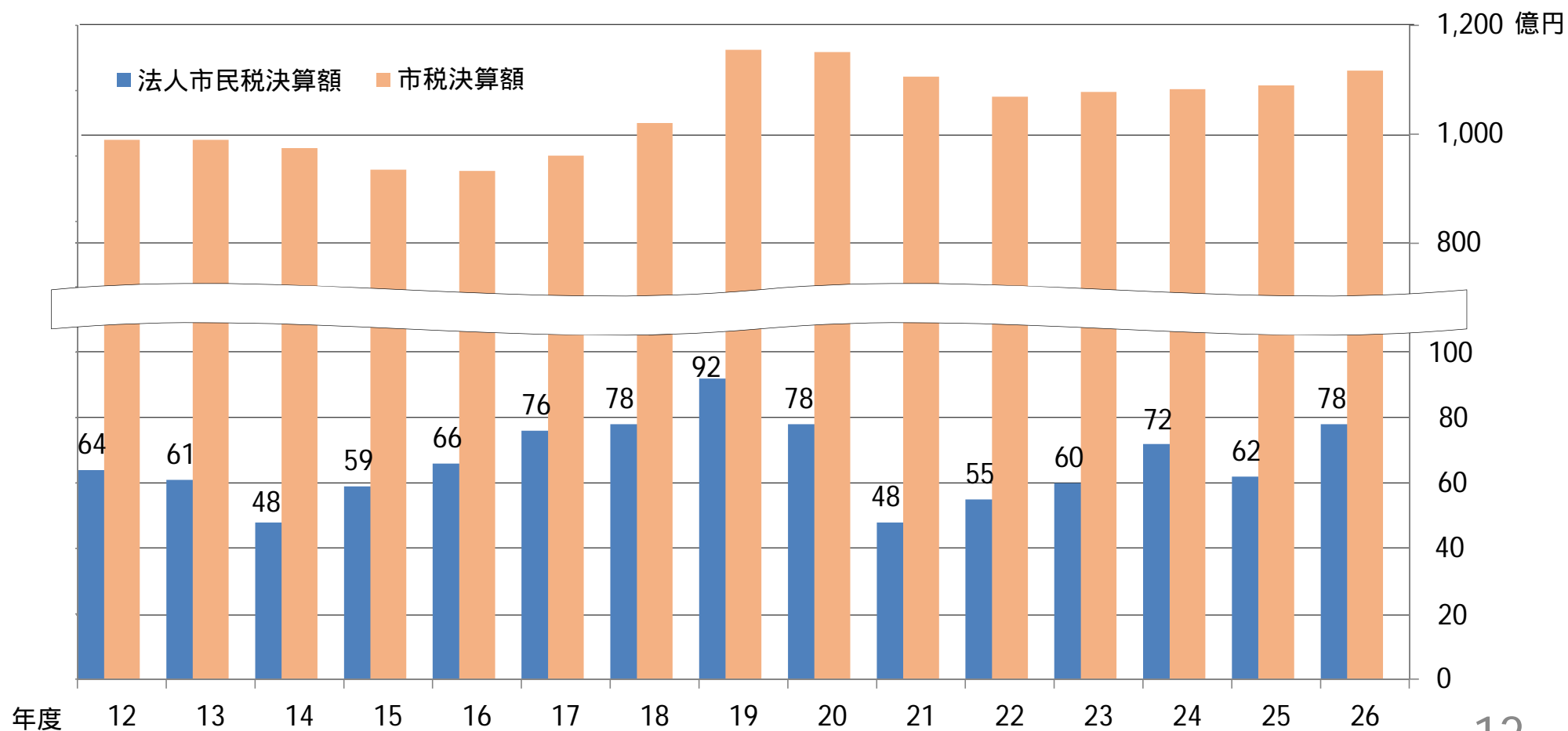
### 企業への奨励金交付額等

平成17年10月~平成26年度(1期・2期)の実績  
(奨励金交付額は86億円、認定件数は110件、総投資額は1,400億円)  
平成27年度以降の5年間で奨励金交付額は70億円の見込み  
(立地計画の認定は60件、企業の総投資額は650億円の見込み)

# 相模原市における法人市民税（法人税割）の影響見込額



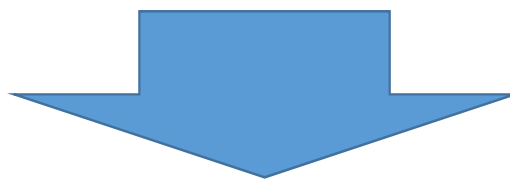
# 相模原市における市税・法人市民税決算額の推移





## 4 地方法人課税の偏在是正のあり方について

- 地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、税財源を安定的に確保し、自立した財政基盤を強化することが必要不可欠。
- 地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、速やかに撤廃し、法人住民税に復元すべき。



地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためには、地方税を減ずることなく、国税からの税源移譲など、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め、一体的に行うべき。